

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

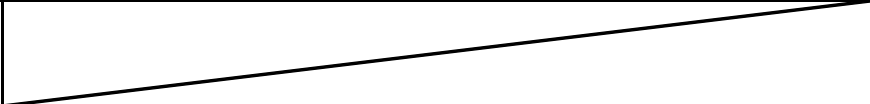
1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	太子町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	94-3
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.taishi.osaka.jp/kurashinoguide/mainannba/index.html

執行機関名 太子町長

介護サービス等の給付に関する事務(介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等(介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。))

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	68	
③ 番号法別表第2の項	94	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例別表第1第1の項 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第1条	太子町居宅要介護高齢者介護用品給付事業実施要綱 第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p>	<p>①第一条 この要綱は、介護用品を常時使用している在宅の要介護高齢者等に対し、介護用品を給付することにより、要介護高齢者等及び家族の経済的負担の軽減、福祉の向上を図ることを目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>太子町居宅要介護高齢者介護用品給付事業実施要綱</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 4 号	太子町居宅要介護高齢者介護用品給付事業実施要綱 第4条
②事務の内容	介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	居宅要介護高齢者介護用品の給付の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 4 号 ロ	太子町居宅要介護高齢者介護用品給付事業実施要綱 第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請者の属する世帯の生計中心者の市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 4 号 ハ	太子町居宅要介護高齢者介護用品給付事業実施要綱 第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請者に係る住民票に記載された住民票関係情報
備考		